

伊達市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、外部委員1名、監事1名、事務局員1名の合計3名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長の選任)

第7条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第8条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選出規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者（様式第1号）について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第 10 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第 11 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
ただし、外部委員の出席及び賛成を要する。

(議事録)

第 12 条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 出席委員は、議事録に署名又は押印する。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 29 年 1 月 24 日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

理事会における評議員選任候補者推薦書

推薦候補者	ふりがな 氏 名 住 所 電話番号 生年月日
候補者の経歴 (最終職場、公職等 主な経歴で可)	
候補者とした理由 (何れかに○印記入)	1. 自治会等地域組織団体構成員として活動 2. 民生委員児童委員として活動 3. 社会福祉施設等の役職者 4. 社会福祉関係の機関及び団体関係者 5. ボランティア団体関係者 6. 学識経験者で社会福祉に関心を持つ者
候補者と当法人及び 役員等との関係	1. 特にない 2.
候補者の兼職状況	1. なし 2. 他法人の理事・評議員 (法人の名称：)

推薦団体名

